

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

令和5年8月1日施行

建設工事を取り巻く環境が極めて厳しい中、低価格での入札によるダンピング受注は経営の悪化や不適切工事、下請業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底など様々な弊害を招くことから、南あわじ市では建設工事の入札について、以下のとおり「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度」を適用し、低価格入札を防止します。

1. 最低制限価格制度とは

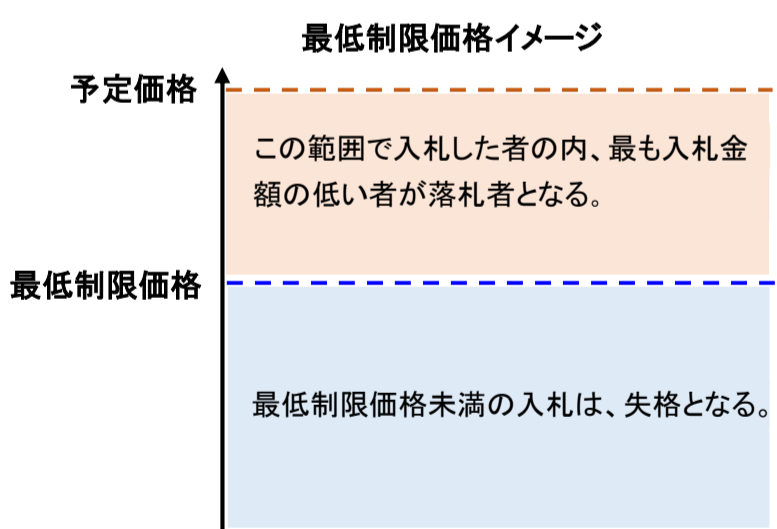
建設工事請負契約の入札において、あらかじめ設定された最低制限価格を下回る入札があった場合に、その入札者を失格とする制度です。

2. 低入札価格調査制度とは

建設工事請負契約の入札において、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者があった場合、すぐに落札者を決定せず、この契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査したうえで落札者を決定する制度です。

低入札価格調査基準価格を下回り、調査対象となった場合には？

- ①当該競争入札の落札決定を保留いたします。
- ②調査基準価格を下回っている入札者（調査対象者）から、調査書類を提出していただきます。
※調査書類を提出できなかった場合は、失格となります。
- ③調査対象者から入札額の積算根拠等の事情を聴取するなどの低入札価格調査を行います。
- ④その結果、『低入札価格に該当しない』と認められる場合は、調査対象者を落札者とします。『低入札価格に該当する』と認められる場合は、次に低い価格で入札した者を落札者とします。但し、次に低い価格で入札した者も調査基準価格を下回っている場合は、同様に低入札価格調査を実施いたします。

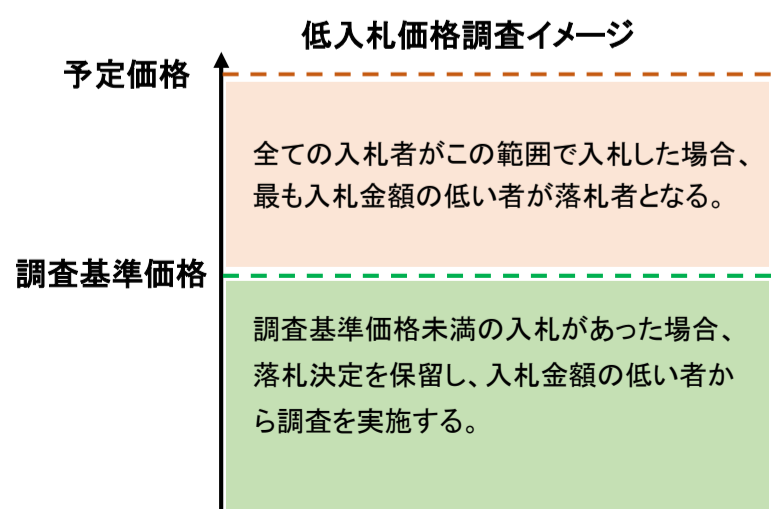


【具体例】

予定価格 260,000千円
最低制限価格 240,000千円

	入札金額	結果
A社	290,000千円	予定価格超過
B社	250,000千円	落札決定
C社	230,000千円	失格
D社	220,000千円	失格
E社	210,000千円	失格

予定価格
(260,000千円)
最低制限価格
(240,000千円)



【具体例】

予定価格 260,000千円
調査基準価格 240,000千円

	入札金額	結果
A社	290,000千円	予定価格超過
B社	250,000千円	4
C社	230,000千円	次々順位者 3
D社	220,000千円	次順位者 2
E社	210,000千円	落札候補者 1

予定価格
(260,000千円)
調査基準価格
(240,000千円)

※E社から調査書類の提出を求め、契約の相手方として適当か否かを調査したうえで落札決定。否の場合は、D社について同様に調査を実施。

3. 各制度の対象となる工事

①最低制限価格制度

予定価格130万円以上の工事の入札案件に適用します。(ただし、②の低入札価格調査制度を適用するものを除く。)

②低入札価格調査制度

予定価格1億5千万円以上の建築・設備工事の入札案件に適用します。

個別の案件について低入札価格調査制度を適用する案件かどうかは、入札公告等にてご確認ください。

4. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式

中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデル式を参考としながら、次のとおり最低制限価格比較価格及び低入札価格調査基準価格比較価格(以下「最低制限価格比較価格等」という。)を設定します。

① 建築一式工事以外の建設工事は次のとおり

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

② 建築一式工事は次のとおり(解体工事が主たる工事の場合を除く)

(直接工事費×9/10)×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×1/10+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68

③ 解体工事が主たる工事の場合においては、次の算定式により設定する

入札書比較価格×0.75

※ 最低制限価格比較価格等の端数処理は、10,000円未満を切り捨てた額とします。

※ 最低制限価格は、最低制限価格比較価格に100分の10に相当する額を加算した額とします。

※ 調査基準価格は、調査基準価格比較価格に100分の10に相当する額を加算した額とします。

※ 予定価格は、入札書比較価格に100分の10に相当する額を加算した額とします。

最低制限価格比較価格等の範囲

上記4で算出した最低制限価格比較価格等が入札書比較価格の92%を超える場合にあっては、入札書比較価格の92%をもって最低制限価格比較価格等とし、75%を下回る場合は、75%をもって最低制限価格比較価格等とします。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の公表について

①最低制限価格比較価格及び最低制限価格の公表は、事後公表とします。

②調査基準価格比較価格及び調査基準価格の公表は、事後公表とします。

5. 適用

令和5年8月1日以降に公告又は通知を行う入札より適用します。